# 中核市移行に伴う権限移譲について (介護保険法関係)

## (1) 移譲の概要

中核市に移行することに伴い、現在、埼玉県が所管している下記の事務については、 平成27年4月1日から、越谷市に所管が変更になります。

#### 【移譲対象サービス・移譲対象事務】

移譲対象サービス	移譲対象事務
居宅サービス等(介護保険法関係)	○事業者の指定(許可)
<ul><li>(介護予防)訪問介護</li><li>(介護予防)訪問入浴介護</li><li>(介護予防)訪問看護</li></ul>	○指定(許可)の更新 ○事業者の変更・再開・廃止・辞退・
<ul><li>・(介護予防) 訪問リハビリテーション</li><li>・(介護予防) 居宅療養管理指導</li></ul>	休止の届出
<ul><li>・(介護予防)通所介護</li><li>・(介護予防)通所リハビリテーション</li></ul>	〇報告の徴収・立入検査
<ul><li>(介護予防)短期入所生活介護</li><li>(介護予防)短期入所療養介護</li></ul>	〇改善勧告•改善命令
<ul><li>(介護予防)特定施設入居者生活介護</li><li>(介護予防)福祉用具貸与</li></ul>	〇指定(許可)取消・指定の効力停止
<ul><li>特定(介護予防)福祉用具販売</li><li>居宅介護支援</li></ul>	など
施設サービス(介護保険法関係)	
<ul><li>介護老人福祉施設</li><li>介護老人保健施設</li><li>介護療養型医療施設</li></ul>	

# (2) 対象事業所・施設

越谷市に所在する事業所・施設

## (3) 平成26年度末における取扱い

平成27年4月1日に現に越谷市に所在する事業所・施設については、これまで県に提出された申請書等を越谷市に引き継ぎますので、新たに指定申請等を行う必要はありません。ただし、<u>平成27年4月2日以降に新規開設</u>となる事業所に係る指定申請等の各種申請・届出等事務の取扱いについては、次のとおりとします。

介護報酬改定の時期と重なり、移行期は、皆さま方も大変ご多忙とは思いますが、<u>各種届出は、なるべく早めに行っていただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。</u> なお、郵送での届出が可能なものについては、それぞれの窓口の到達日を持って、整理しますので、ご注意ください。

#### ① 新規指定に係る事前相談

指定日(効力発生日)	相談先
平成27年4月1日まで	県(東部中央福祉事務所)
平成27年4月2日以降	越谷市

## ② 新規指定(許可)申請

指定日(効力発生日)	申請先
平成27年4月1日まで	県(東部中央福祉事務所)
平成27年4月2日以降	越谷市

## ③ 指定(許可)更新申請

効力発生日	申請先	
平成27年4月1日まで	県(東部中央福祉事務所)	
(指定の有効期間満了日が平成27年3月31日までの日)		
平成27年4月2日以降	越谷市	
(指定の有効期間満了日が平成27年4月1日以降の日)		

## ④ 各種届出 (廃止届・休止届・再開届・変更届・介護給付費算定に係る体制届等)

届出日(到達日)	届出先
平成27年3月31日まで	県(東部中央福祉事務所)
平成27年4月1日以降	越谷市

※介護報酬改定関連のものも含めて平成27年4月1日以降に届け出るものについては、越谷市に提出してください。みなし指定を受けている事業所が届け出るものについても同様です。

#### ⑤ 事業所の住所移転に係る事務手続き

埼玉県内の市町村(越谷市を除く)と越谷市との間での事業所移転は、指定権者が異なるため、移転元の指定を廃止し、移転先で新たに指定申請を行う必要があります。

移転先	越谷市	県内(越谷市を除く)
越谷市	変更届	廃止届・新規指定申請
県内(越谷市を除く)	廃止届•新規指定申請	変更届

# 【越谷市・県の連絡相談窓口】

越谷市	埼玉県
越谷市役所 福祉部	埼玉県東部中央福祉事務所
高齢介護課 長寿政策担当(~3/31)	介護保険・施設整備担当
介護保険課 計画担当(4/1~)	
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷 4-2-1	〒344-0038 埼玉県春日部市大沼 1-76
TEL: 048-963-9305	TEL: 048-737-2132
FAX: 048-965-3289	FAX: 048-734-1121